

1 予算

2003年度補正予算への対応

159回通常国会の冒頭、政府は2003年度補正予算を提出した。その内容は、社会保障関係の支出増への対応、イラク復興支援経済協力費などを含んでおり、これらの財源として2002年度剰余金の全額を充てることとしていた。

しかし、補正予算の審議中、総理が本会議にてサマワ市評議会の存否に関する答弁を撤回するという異例な事態が生じるほど、政府のイラク実情把握能力及び支援の実効性には極めて大きな疑問があった。また財政法では前年度剰余金の2分の1は国債償還に充当することとなっているにもかかわらず、特例法によってこれを逸脱し、財政健全化に向けた努力を怠った。補正予算には、一部国民生活上必要な経費も含まれているが、以上のような観点から、民主党は反対した。

改革の実績が無い2004年度予算

小泉政権3回目の本予算編成となった2004年度予算は、あたかも前年度予算のコピーのような内容であり、改革の実績はまったく予算に表れていなかった。小泉改革の看板の一つである「三位一体改革」についても、小手先の辻褄合わせに終わっていた。就任当初「国債発行30兆円枠」を掲げた小泉政権であったが、2004年度

予算にはその跡形もなく、就任以来110兆円もの国債発行を決定した小泉総理は、名実共に「世界一の借金王」になった。そのほか、年金でも何ら抜本的改革に踏み込まず、その一方では所得税、消費税の増税に踏み込むなど、改革の進展がないばかりか、その停滞のツケを全て国民に押しつけることとなった。

2回目の民主党予算案の編成

民主党は昨年、憲政史上初めて、野党独自の予算案を策定したが、本年も国民に選択肢を示すという二大政党制の一翼を担う責任を果たすために、引き続き策定することとした。

民主党予算案の編成に向けて、まず年末の『次の内閣』において、その基本的な方向性を議論した。そこで、①11月の総選挙で国民に約束したマニフェストを基本とすること、②深まる財政危機に対する民主党の姿勢を明確にすること、③年金改革、三位一体改革など主たる改革課題に対する考え方を可能な限り予算という数字で示すこと——などの基本方針を議論し、概ね合意に達し、その後の議論の後、2月9日に決定・発表した。

民主党予算案でマニフェスト全項目を予算化

2回目となった民主党予算案のポイントは、



2/9 民主党予算案を発表する枝野政調会長（当時）

前回の「税金の使い道を改める」という基本方針を踏まえつつ、① マニフェストに掲げた全項目を予算化、② 財政健全化を明確化、③ セーフティネットの強化、④ 125万人の仕事を つくる、⑤ 地方へ18兆円の財源を移譲する——などである。

①では、マニフェストで掲げた「高速道路無料化」が財政的に可能であることを具体的に示し、また30人学級推進、中小企業予算の大幅増、能力開発訓練制度の創設などマニフェストに掲げた全項目を予算化した。

②では、公共事業の国直轄事業や特殊法人等に対する補助金等の3割削減など12兆円の大膽な歳出削減を行うことによって、マニフェストに掲げた事業をすべて実施した上で、政府案に比べて1.2兆円の国債発行額減を実現した。

③では、今国会の最大の課題となった年金改革について、政府が増税によって実施しようとしている基礎年金国庫負担率の引き上げを、徹底した歳出の見直しによって増税なしでも実現できることを明示した。そのほか、サラリーマンの医療費窓口負担の2割への引き下げ、失業時の健康保険料負担軽減、トライアル雇用やワークシェアリングに対する支援強化など、多方面のセーフティネットの強化を盛り込んだ。

④では、昨年に引き続き潜在需要が眠って

いる分野に財政資金を重点的に投入することにより、国民生活の質を高めつつ、仕事をつくるという基本方針に則り、グループホームの増設、学童保育の拡充、緑のダム事業（森林再生による治水対策）などを予算化した。

⑤では、昨年の民主党予算及びマニフェストに引き続き、現在約20兆円ある補助金のうち、国の関与が不可欠なものを除外した約18兆円について、地方がその用途を自由に決められる「一括交付金」とすることを盛り込んだ。

以上の民主党予算案を、予算審議の冒頭において、菅代表及び枝野政調会長（いずれも当時）が国民に説明した。

2004年度予算への対応

政府予算は、財政法で禁止されている赤字国債の発行を特例的に認める「公債発行特例法」の中に、年金保険料を社会保険庁の事務費に流用する項目を忍ばせたり、予算審議中に公表した「改革と展望」の中でプライマリーバランス黒字化を達成するとしながら、その前提となっている消費税の引き上げを隠蔽するなど、ごまかし、まやかしばかりが目立った。よって、民主党は、明確に対案を示しつつ、政府予算には反対した。

2 内閣部門

警察不正経理疑惑の解明に向けて

2004年2月に北海道警察元釧路方面本部長が、北海道警察における裏金作りの実態を生々しく証言したことを契機に、各地の警察に関し内部告発等が相次ぐようになった。これら疑惑の内容とは、専ら捜査用報償費、捜査費、旅費等を、領収書偽造等により裏金化し、個人的な飲食費や遊興費、幹部異動の際の餞別に当てられていたのではないかというものであった。

このような事態に対し、民主党は、2004年3月に「警察不正経理疑惑調査・警察改革推進本部」を設置し、各都道府県警察本部への視察や国民からの情報提供の受け付け、有識者を招いての問題の検討など、疑惑の真相解明に努めた。これらの取り組みが功を奏し、北海道、静岡、福岡の各県警が不正経理の事実を認めて陳謝を行うなど、徐々にではあるが、実態の解明が進みつつある。

民主党は、「報償費」「捜査費」等を改廃・圧縮するとともに、現場の警察官が使い易い会計制度に改めること、公安委員会・都道府県公安委員会に独立した事務局を設置すること、苦情処理制度を大幅に拡充し、市民の声を反映した警察行政を実現すること等を目指していく。

警察関連法案への対応

政府は、159回通常国会に、警察法改正案、

道路交通法（道交法）改正案、警備業法改正案、暴力団員不当行為防止法（暴対法）改正案など、多くの警察関連の法案を提出した。

道交法改正案については、暴走族対策や、高速道路での自動二輪車二人乗り解禁など賛成すべき点もあった。しかし違法駐車取締り事務を民間委託する旨については、犯罪となる行為の認定を民間人が行うことの是非や、警察OBの新たな天下り先づくりになるおそれがあるなどの問題が多かったため、民間委託条項を削除する旨の修正案を提出したが、これが否決されたため、政府原案に反対した。警備業法改正案については、地域社会の能力と質の向上を図る目的は理解できるが、警備業界のおかれている厳しい状況が考慮されていないことや、警察OBの天下り先づくりになるおそれがあること等の理由から反対した。

住宅再建支援制度の確立にむけて

阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、自然災害による被災者に対し、「生活再建支援金」の支給制度が創設されたが、被災者が速やかな復興を遂げるためには、生活の基盤たる住宅の再建が不可欠である。そのため、現行の生活再建支援金に加え、住宅再建支援のための制度創設が望まれていた。しかし政府は「私有財産である住



3/9 北海道警察本部長に不正経理事件の真相を明らかにするよう申し入れる民主党調査団

宅に公的支援はできない」との大義名分を崩そうとはせず、159回通常国会に提出した「被災者生活再建支援法」の改正案においても、住宅再建に関しては、「居住安定経費」の名目のもとガレキ撤去など周辺経費に対する支援制度を追加するにとどまった。民主党は、住宅再建は地域コミュニティの再生など公共性の観点からも重要であるとして、住宅本体への支援金支給を可能とする修正案を提出したが、否決された。民主党は今後も、真の住宅再建支援制度の確立にむけて取組みを続けていく。

不祥事防止に三位一体の枠組みを提案

企業や行政の内部告発者が、不当な取り扱いを受けることがないよう、公益通報者保護法制度の創設が望まれていた。しかし159回通常国会に政府が提出した「公益通報者保護法案」は、外部通報の要件が厳しいことなど、公益通報を促進するというよりも、むしろ抑制するかのような内容のものであった。

民主党は、同法案に対し、公益通報対象事実の範囲拡大や外部通報要件の緩和などを内容とする修正案を提出する一方、公務員に特化した「国の行政運営の適正化を図るための公益通報に関する法律案（公益開示法案）」を3野党共同で提出した。また消費生活製品や公園遊具など、

一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品、建築物、工作物などを対象に、事業者には危険情報の公表を義務付ける内容の「消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（危険情報公表法案）」を提出した。

159回通常国会にてこれら民主党の議員立法は成立しなかったが、今後は「公益通報者保護法」を改正・強化するとともに、「公益開示法」、「危険情報公表法」を成立を図るなど、これら三位一体の法整備を行うことで、国民の生命・財産を守る努力を続けていく。

ドメスティック・バイオレンス対策

従来、夫婦間の暴力事件は民事不介入として扱われてきたが、頻発するドメスティック・バイオレンス（DV）事件は現在では社会問題にまで発展し、「心的外傷後ストレス障害」（PTSD）の被害者を多く生み出す等、無視できない状況に至っている。159回通常国会にて行われた「DV防止法」の改正では、配偶者からの暴力の定義の変更や、保護命令制度の拡充等が図られた。しかし加害者更生プログラムの導入など検討しなければならない課題も存在することから、引き続き見直しに向けた努力を行っていく。

3 規制・人権・子ども部門

民主党の「規制改革」に関する基本的考え方

2004年2月9日発表の「平成16年度民主党予算案」に、補論として「民権革命による日本再生—民主党による官製経済の打破」と題し、規制改革に関する基本的な考え方を盛り込んだ。

まずその視点は、「規制」を、行政が弱者を保護したり、国民の安全を確保のための公権力行使とみるのではなく、社会的・経済的公正を極大化するための行政サービスとしてのルールにとらえること。したがって民主党の規制改革は、法令の条項や提出書類の様式にとどまらず、「官と民の関係」そのものが検討対象になるとしている。

その上で、①業法の全廃による官製市場の開放と行為規制の強化、②ノー・アクション・レター（規制の特例措置の解釈について関係行政機関の長が回答すること）の法制化やADR（裁判外紛争解決制度）の検討、③通達等による上乗せ規制の禁止、④行政サービス改善要望の受付——など具体策を強力に実行すると打ち出した。

規制改革の個別課題への取り組み

規制改革調査会は、個別分野の規制改革の検討に組み、2004年5月段階で6分野（幼保一元化、教育、土地利用規制、農業、医療、

談合問題）について、『次の内閣』に対し具体的提案を行った。今後も、国民・消費者の立場を重視した規制改革に取り組むとしている。

規制緩和の“やったふり”特区法に反対

159回通常国会に政府より「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が提出された。内容は、医療法等の特例（株式会社による自由診療で高度医療を行う病院等の開設）や教育職員免許法の特例（市町村の教育委員会による特別免許状の授与）等の特例措置を追加するものであった。

民主党は、政府案について、理念や目的が明確でなく、場当たり・なし崩し的に特例措置を認めるもので規制緩和の“やったふり”法案であり、国民生活に不利益をもたらすことにもなりかねないとする「構造改革特別区域法一部改正案についての見解」をまとめ、反対した。

消費者基本法に「消費者の権利」を明記

159回通常国会において、消費者政策の憲法ともいえる「消費者保護基本法の一部を改正する法律案」が衆議院内閣委員長より提案され、可決、成立した。内容は、①法律の題名を「消費者基本法」に改める、②消費者の権利の基本理念への盛り込み、③国民生活センターの役



4/27 児童虐待事件の実態調査について小野・国家公安委員長に申し入れ

割に苦情処理のあっせん・相談を追加、④ 内閣府に消費者政策会議を設置し、基本計画策定、消費者政策の実施・推進、検証・評価を行う、⑤ 施行後5年目途の検討規定——など。

民主党は、人権・消費者問題調査会を中心に消費者・生活者・納税者の立場から、消費者の権利を強調する独自の改正案を提出し、与党との協議に臨んだ。最終的に、民主党の主張を大いに反映した合意案をまとめられたことから、民主党案を撤回して、衆議院内閣委員長提案とした。

障がい理由とした差別禁止の法定化

159回通常国会において、障がいを理由として差別や権利侵害をしてはならないとする「障害者基本法の一部を改正する法律案」が衆議院内閣委員長提案により、可決・成立した。（詳細 p.42）

児童虐待を防止するために

「児童虐待防止法の一部を改正する法律案」が衆議院青少年問題特別委員長から159回通常国会に提出され、可決・成立した。（詳細 p.42）

児童虐待問題に関して、子ども政策調査会は4月27日、小野清子・国家公安委員長に対し「児童虐待事件に対する実態調査についての申し入

れ」を行い、政府として万全の対応をとるよう強く求めた。

児童買春、児童ポルノの根絶に向けて

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」が衆議院青少年問題特別委員長提案により、可決・成立した。改正の柱は、① 児童の権利擁護の明確化、② 児童買春・児童ポルノ犯罪の法定刑の引き上げ、③ 国際条約に対応した処罰法規の新設——など。衆議院青少年問題特別委員会では、児童買春、児童ポルノの根絶に向け万全の措置をすべきとした「児童買春、児童ポルノに関する件」との委員会決議を全会一致で採択した。

子どもを自転車事故から守るために

子どもを補助いすに乗せた自転車（いわゆる「ママチャリ」）の事故が増えている。民主党は、子どもたちの安全を守るため、補助いす付き自転車に子どもを乗せるときはヘルメットを被らせることを3年後に義務化する「道路交通法の一部を改正する法律案」を159回通常国会に提出した（審議未了）。あわせて関係省庁に対し、事故の実態把握や幼児用ヘルメットの普及・啓発を要請した。

4 総務部門

三位一体改革への対応

小泉内閣の掲げる三位一体改革の関連3法案（「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案」「所得譲与税法案」「地方交付税法等の一部を改正する法律案」）が、159回通常国会に提出された。これら3法案により、三位一体改革の本質は、国の財政赤字を地方に尻拭いさせることにあり、地方分権改革の名には到底値しないものであることが明らかとなった。

民主党は3月、党地方自治体局を中心に全国3234の自治体を対象とした「三位一体改革に関する緊急アンケート」を実施した。その結果は、地方の声を無視して実施された三位一体改革への厳しい批判と悲鳴が圧倒的であった。

民主党は、地方分権の理念から大きく外れた小泉内閣の失政を厳しく非難するとともに、地方分権推進を掲げた民主党の独自予算案を示したうえで、三位一体改革関連3法案に強く反対した。（詳細 p.34）

自主性に基づく市町村合併推進へ

現行の合併特例法（「市町村の合併の特例に関する法律」）が、2005年3月末で期限が切れることに伴い、新たな市町村合併関連3法案が159回通常国会に提出された。

「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案」は、2004年3月末までに合併申請を行えば、現行の合併特例法の規定の適用を可能とするもの。「市町村の合併の特例等に関する法律案」は、2005年度以降、合併特例区制度の創設や知事による合併構想の策定等により合併推進を図る法案。「地方自治法の一部を改正する法律案」は、住民自治の強化を目的とした「地方自治区」の創設や、都道府県合併の手続き整備等を内容とするもの。

地方分権の推進に際しては、税源・権限移譲を受け入れられる体制を基礎自治体側が創る必要がある。民主党は、この観点から、住民および市町村の自主性を尊重したうえで、市町村合併を推進することを基本的考えとしている。

民主党は委員会審議において、自治体の借金依存体質を助長する合併特例債の弊害、市町村の規模の拡大ばかりが追求され、本格的な税源・権限移譲が先送りされていることに対する批判、強制合併に対する懸念、地方自治区の運用に対する不信等の問題を指摘した。これらの懸念点については、附帯決議によって政府に適正運用を求めることとし、全体的方向性としては地方分権の推進を図るものであるとして、民主党は合併関連3法案に賛成し、法案は成立した。



6/2 「三位一体改革」について松沢神奈川県知事よりヒアリング

道州制を具体化させる議論のスタート

地方分権の推進に際しては、将来の国と地方のあり方の見直しが不可欠である。民主党は、地方分権改革を大胆にすすめるためには、基礎的自治体の規模拡大および権限強化とともに、道州制の導入が必要だと考えている。道州制の実現へ向け、行政改革調査会内に4つの分科会を設置し、それぞれ①財政調整・交付税のあり方、②道州制のあり方、③コミュニティ政策、④特殊法人・独立行政法人改革——にテーマを絞り検討を行った。

今後更に議論を深め、国と地方の役割分担の抜本的見直しなど、民主党の展望する「道州制」の具体案を取りまとめていく。

電波の有効利用促進のために対案を提出

情報通信分野では、政府提出の「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案」への対案として、2本の議員立法を159回通常国会へ提出した。

政府案は、電波（周波数）の有効利用促進のため、①免許の使用期限の前倒しを可能とする仕組みを創設する、②無線局の登録制度を導入する——等を内容とする法案である。

民主党は、政府の取り組みでは不十分と判断し、電波のより一層の有効利用のため、議員立

法「電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案」を取りまとめた。その内容は、政府案のスキームに、①電波利用料に経済的価値を反映させた制度を導入する、②オークション制度による無線局免許の付与を可能とする——を加えたものである。

あわせて提出した「通信・放送委員会設置法案」は、内閣府の外局に独立行政委員会（通信・放送委員会）を設置することで、総務省の裁量行政を排除し、公正・中立な情報通信行政の実現を図るもの。

残念ながら2法案とも否決されたが、情報通信産業の更なる発展のため、今後とも民主党の電波有効利用促進政策を提案していく。

政治改革関連一括法案をとりまとめ

民主党は結党時より、政治改革に重点をおき、政治に対する国民の信頼回復のため、様々な政策を打ち出し、法案を提出してきた。159回通常国会では、2003年の衆議院選挙で掲げたマニフェストの政策を中心に、政治資金の透明度を高め、また一票の格差是正などについて党の考え方を整理し「政治改革関連一括法案」にまとめ提出した。今後、委員会での速やかな審議入りと、法案成立を強く求めている。（詳細 p.41）

5 法 務 部 門

大詰めを迎えた司法制度改革

政府が159回通常国会に提出した一連の司法制度改革関連法案に対し、民主党は、国民に身近で公正な司法への改革を実現すべきとの観点から、関係諸団体からのヒアリングや勉強会を精力的に重ね、国会審議に臨んだ。焦点となった「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」は、与野党修正の上、成立し、5年後迄に施行されることとなった。（詳細 p.34）

利用しやすい司法ネットの構築

政府は、全国に総合的な法律支援体制を整備するために、中核となる日本司法支援センターを設置する「総合法律支援法案」（司法ネット法案）を提出した。民主党の修正要求のうち、犯罪被害者支援業務の明示、高齢者・障がい者支援団体との連携、高齢者・障がい者への配慮規定について与党が合意し、法案修正が実現した。

労働審判制度の創設

近年、個別労働紛争が増加しており、労働者が泣き寝入りすることなく、紛争を迅速、公正かつ簡易に解決できる制度が求められていた。

政府提出の「労働審判法案」は、個別労働関係事件を処理するために、裁判官1人と労働関係の専門的知識を有する労働審判員2人からな

る合議体で審判する制度を創設する内容であった。民主党は、相手の意向に拘わらず手続きを進行できること、確定した効力は裁判上の和解と同一の効力を有すること、異議が申し立てられた場合には裁判所に訴えの提起があったとみなすこと等を評価し、法案に賛成した。

知的財産高等裁判所の創設

政府提出の「知的財産高等裁判所設置法案」は、知的財産に関する訴訟を専門に扱う知的財産高等裁判所を東京高裁内に設置するものであった。民主党は、知的財産の保護を強化し、知的財産を重視する姿勢を内外に示す必要性があるとの観点から、委員会質疑の中で知財高裁の利便性の向上や高度先端技術に関する適切な対応を要求した上で、法案に賛成した。

行政へのチェックを強化

従来の行政訴訟制度は、被告適格や原告適格が限定的で訴えを起こすこと自体が難しい上、実質的に救済措置を受けられない場合が多いことから、民主党は、機能不全に陥った行政訴訟制度の抜本改革を求めてきた。

政府提出の「行政事件訴訟法の一部を改正する法律案」は、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟・差止訴訟の法定、執行停止要件



法案を審査する法務部門会議

緩和等を主な内容としていたが、改正案により、どの程度改善されるのか不明確で、抜本改革には至っていなかった。民主党は更なる改革を求めた上で、政府案は一定の前進と判断し、改正案に賛成した。

取調べの可視化、弁護人立会い権

わが国における取調べは密室で行われ、自白の強制や誘導が行われていないか検証できないため、自白調書が裁判における証拠として信頼性が高いとは言い難い。こうした状況を受け、国連の国際人権（自由権）規約委員会は、わが国における被疑者取調べ制度の問題点を指摘して、取調べの過程を「電氣的に記録すること」を勧告している。

民主党は、156回通常国会に提出した取調べ段階での弁護人立会い権を保障する「刑事訴訟法を一部改正する法律案」にビデオ等による録画・録音で取り調べを可視化する等の項目を追加し、159回通常国会に再提出した。衆議院法務委員会にて審議を行ったが、与党により否決された。

破産手続の迅速化、労働債権の保護

倒産法制の見直しの一環として政府が提出した「破産法案」は、破産手続きの迅速化、個

人の破産・免責手続きの見直し、債権の優先順位の変更を主な内容としていた。民主党は、労働債権のうち未払い賃金3カ月分等の優先順位が引き上げられたこと、破産者の手元に残る自由財産が拡張されたこと等を評価し、法案に賛成した。

難民認定制度の抜本改革を要求

わが国の難民認定制度は、入国管理局による難民認定審査の兼務、必要以上に厳しい認定要件、難民等への生活支援体制の貧弱さ等、問題が多いと批判されてきた。しかし、159回通常国会に政府が提出した「出入国管理及び難民認定法案を一部改正する法律案」は、現行制度の踏襲にとどまり、抜本改革に至っていなかった。

民主党は政府案への対案として、①内閣府外局に難民認定委員会を設置し、難民認定業務を法務省から移管すること、②難民認定申請を上陸から60日以内に限定する規定を廃止する、③難民認定申請者への特別在留許可制度の導入、④難民認定基準の策定・公表、⑤政府による生活支援推進計画の策定——等を柱とした「難民等の保護に関する法律案」を156回国会に続き、再提出した。衆参法務委員会で民主党案の質疑を行ったが、民主党が反対した政府原案が可決・成立した。

6 外務・防衛部門

イラク特措法に反対

民主党は、2003年3月の米国等によるイラクへの武力行使に対し、国連憲章など国際法に照らし問題があるとして反対した。同年6月、政府は、イラクの国家再建を支援する名目で、「イラク特別措置法案」（詳細 p.36）を156回通常国会に提出した。政府案は、現地占領軍との関係や海外での武力行使を禁じる憲法上の問題を抱えていたことから、民主党は自衛隊の活動を削除する修正案を衆議院に提出し、今後の対イラク・対中東戦略も含めた総合的な見地からの議論をもとめた。しかし、政府・与党は「自衛隊派遣ありき」で修正案を否決し、政府案の成立を強行した。

自衛隊のイラク派遣問題に反対

大量破壊兵器は発見されず、米英軍の占領統治が悪化したにもかかわらず、政府は同年12月、自衛隊派遣を閣議決定した。159回通常国会が始まり、政府はイラク特措法に基づき、自衛隊派遣に関する国会承認を求めた。サマワ情勢に関する誤った報告により、派遣の是非を判断できないものとなったが、政府・与党は承認手続きを強行した。

2004年6月、小泉首相は、国会や国民への説明責任を放棄し、日米首脳会談の場で多国籍軍

への自衛隊の参加を表明した。多国籍軍の指揮権、武力行使の一体化など憲法上の疑義がある中で、イラク特措法下の政令によってなし崩し的に派遣を決定したものであり、民主党は、サマワに展開する自衛隊を撤退すべきとの方針を決定した。

イラク暫定政権への主権移譲を認める新たな国連決議1546号の採択は評価できるものの、フランス・ドイツなどの実質的な参加がないこと、反占領政策や人質事件の頻発など治安の悪化が改善されないこと、イラク国民による選挙を経た政権でないことなど課題も多い。民主党は今後、イラクや中東の安定に資する真の国際協調体制の構築に努め、憲法の範囲内で主体的判断に基づき、自衛隊も含めた復興支援に取り組んでいく。

緊急事態法制の整備

156回通常国会で武力攻撃事態対処法等を成立させるに当たって、民主党が政府・与党に「国民保護法制」を1年以内に整備するよう認めさせたことを受け、政府は、159回通常国会に国民保護法案を含む有事関連7法案・3条約を提出した。（詳細 p.35）

民主党は、法案等を審議していくことと並行し、与野党協議の条件として、政府案の衆議院



6/8 外務・防衛・イラク問題PT合同会議

通過までに、緊急事態基本法の骨子を定めることを主張し、与党との間で合意に至り覚書を交わした。これにより、次期通常国会で憲法と個別法との間の間隙を埋める「緊急事態基本法」（仮称）が制定されることになる。

有事法制関連法案の修正

民主党は、基本法制定とともに、政府提出法律案・条約についても協議を継続し、「国民保護法案」等について、国民の視点に立った独自の修正案を策定し、国会に提出した。（詳細 p.35）

その後、与野党協議が整ったことから、民主案を撤回し、与党との共同修正により成立させた。今回の国民保護法等の制定で、車の両輪にたとえられた有事法制の個別法制が整うことになる。

首相再訪朝による拉致事件への対応

5月22日、小泉首相が再訪朝し、拉致被害者の家族5人が帰国した。民主党は、家族の帰国を歓迎し、新しい環境に一日も早く溶け込めるよう政府に格段の努力を求めた。ただし、曽我さんの家族が北朝鮮に残され、死亡・不明とされた10人の安否や拉致の疑惑の強い失踪者については、新たな事実も示されず再調査の期限も設けられなかった。また、家族の帰国と引き換えと

みられるような人道支援の約束は、拉致事件の交渉に悪しき前例を作ったものであり、民主党は小泉首相の交渉態度を厳しく批判した。

六者協議など北朝鮮の核問題の解決に向けて

わが国の安全保障に重大な影響をもたらす北朝鮮の核問題について、小泉首相の再訪朝は、NPT脱退や核保有の示唆など、平壤宣言の時点と前提が変わったにもかかわらず、平壤宣言の内容を再確認して終了した。

その後、6月に開催された六者協議では、参加国から「はじめて具体的な協議」が実現したとの評価も聞かれたが、他方、北朝鮮は、六者協議に先立ち行われた米朝協議で、「凍結対補償」が受け入れられない場合の「将来の核実験」に言及するなど、その真意を図りかねる状況となっている。

今後、159回通常国会において成立した「改正外為法」及び「特定船舶入港禁止特別措置法」の趣旨を踏まえ、民主党は法律の適用も視野に拉致事件、核・ミサイル問題の解決に全力をあげていく。（詳細 p.35）その際、一定の期限内に実質的・具体的進展が見られない場合、六者協議の場に加え、国連安保理での問題解決を求めていく方針が確認されている。

7 財務金融部門

国家的粉飾の小泉・竹中金融行政

2003年5月、りそな銀行が過少資本に陥り、預金保険法102条に基づく初の金融危機対応会議が開催されたが、11月には再び金融危機対応会議が開催されることとなった。栃木県を地元とする地方銀行大手の足利銀行が、金融庁検査の結果、債務超過であることが判明し、一時国有化されることとなったのである。

足利銀行には、過去2回にわたって合計1,350億円の公的資金が投入されており、竹中金融担当大臣も金融庁も破綻する直前まで「健全行」とのお墨付きを与えていた。足利銀行処理に必要な公的資金は、1兆円近くになるといわれている。

りそな銀行の経営危機に続くこのできごとは、「国家的粉飾と欺瞞の小泉・竹中金融行政」の実態を再び露わにするものであった。

42兆円を投入するも金融仲介機能は回復せず

政府はこれまで、金融破綻処理や金融システム健全化のため、総額42兆円にものぼる公的資金を投入してきた。しかし、金融システムは一向に健全化されず、この5年間で銀行貸出は500兆円から400兆円以下にまで激減する結果となった。公的資金投入の条件である中小企業向け融資の拡大という公約も、一部の銀行にはまったく無視された。

金融仲介機能の回復、すなわち、銀行がお金を貸せるようにすることが最終的な目的であるにもかかわらず、小泉・竹中金融行政は、これを主要行の不良債権比率を引き下げるという矮小化した問題にすり替えている。小泉・竹中金融行政最大の間違いがここにある。

公的資金のバラマキに反対

政府は、159回通常国会において、地域金融機関を念頭に総額2兆円の公的資金を投入する「金融機能の強化のための特別措置に関する法律案」（金融強化法）を提出した。これは、2002年秋に決定された金融再生プログラム（竹中プラン）に盛り込まれた、いわゆる予防的資本注入を可能とする公的資金新法であるが、公的資金のバラマキに過ぎず、地域経済活性化の名に値しないものであった。

これに対し、民主党は、対案として「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案」（金融再生ファイナルプラン関連法案）を再提出した。

法案審議の中で政府案の矛盾・問題点が噴出し、民主党案の優位性は明らかであったが、結局、残念ながら民主党案は否決され、政府案が成立した。しかも、与党は、参議院においてはほとんど審議を行わないまま、委員会採決抜き



3/11 金融再生ファイナルプラン関連法案の本会議質疑

で本会議採決を強行した。まさに参議院の存在意義を自ら否定する前代未聞の暴挙であった。(詳細 p.37)

中小企業対策のため法案を提出

中小企業に対する貸し渋り・貸しはがしは未だに解消されていない。その根本原因は、金融システムが健全化されていないことであるが、過度の担保依存や個人保証など中小企業に不利な取引慣行がまかり通っていることにも一因がある。

民主党はかつて、このような認識の下、「地域金融の円滑化に関する法律案」(金融アセスメント法案)及び「中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案」(銀行貸付け適正化法案)を提出したが、159回通常国会にもこれらを再提出した。

中小企業向けの金融検査マニュアルを

また、従来から中小企業融資の実態を踏まえたものとなっていないと批判が強い金融庁の金融検査マニュアル(中小企業編)について、実態を踏まえたものに改訂するよう、検討を重ねた。この結果、長年にわたって銀行と中小企業とが暗黙の合意で継続している融資を、検査においては実質的に資本とみなすという民主党版

中小企業向け金融検査マニュアルの基本的な考え方を決定した。

公正な証券市場確立のため法案を提出

わが国金融市場は間接金融(銀行融資)に偏重しているとの指摘が有力であるが、その背景には、相場操縦やインサイダー取引などの不正取引が後を絶たず、個人投資家が株式等の投資に参入しにくいという事情もある。民主党はかつて、このような認識の下、「証券取引委員会設置法案」(日本版SEC法案)を提出したが、159回通常国会にもこれを再提出した。

その他重要課題への取り組み

財務金融部門会議内には、①公会計 ② 企業会計 ③ 公的債務管理 ④ 中小企業向け金融検査マニュアル策定 ⑤ 違法年金担保問題——の五つのワーキングチームが設置され、それぞれが当面する重要課題に取り組んだ。

また、衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会を中心に、公的資金を投入した大手行の経営健全化計画の履行状況や不正を厳しく追及するなど、国会のチェック機能を果たすことに努めた。

8 厚生労働部門

年金物価スライド法案に対案提出

昨年に引き続き、政府は159回通常国会に物価スライド（－0.3%）を単年度分のみ実施する「平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案」を提出したが、民主党は医療費自己負担や介護保険料の上昇等高齢者を取り巻く状況に鑑み、基礎年金満額相当に満たない年金受給者についてマイナス改定を行わない対案を提出し、政府法案に反対した。

抜本改革なき政府の年金改革関連法案

「年金改革」は2003年総選挙の争点だったが、民主党は年金改革プロジェクトチームを中心に議論を積み重ね、公平・透明・持続性を確保するための抜本改革・「年金一元化」案を提起した。自民党は具体的記述をせず、公明党は現行の年金制度の枠組みの中で負担と給付の水準を調整する案を出したにすぎなかった。

159回通常国会に政府が提出した「国民年金法等の一部を改正する法律案」は、厚労省案、財務省案、与党選挙政策の折衷案で、現行制度のまま国民年金保険料月額を現行13300円から毎年280円ずつ、厚生年金保険料を13.58%から毎年0.354%ずつ引き上げ、厚生年金の給付水準を50.2%に引き下げるという抜本改革不

在の内容だった。

また「年金積立金管理運用独立行政法人法案」は、現在の年金資金運用基金を改組するものだが、看板の掛け替えにすぎず、積立金を安全・確実に運用する組織とは言えなかった。

さらに「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」は、65歳までの「雇用の義務化」を標榜するものの、実効性に乏しく、民主党は「労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案」（募集及び採用における年齢差別禁止法案）を提出した。

政府法案提出直後、小泉首相が年金一元化について「望ましい」と発言したことから、政府案との整合性が問題となった。民主党が年金一元化を柱とする「高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本改革を推進する法律案」（年金抜本改革推進法案）を提出すると、制度の有り様を含め、抜本改革の必要性への理解は、広く国民に広がり始めた。（詳細 p.38）

政府案・民主党両案の審議が進むにつれ、閣僚を含む国会議員の国民年金未納が発覚。職業により加入制度が異なり、手続きミスが起こりやすい現行制度の欠陥とそれを放置する政府・与党の姿勢に疑問の声があがった。自民党は年



4/9 年金法案審議——民主党の法案提出者

金加入状況の開示も拒み、国民の年金制度への不信と抜本改革を求める気運が高まった。

参院選を控え、年金関連法案の成立を急ぐ政府・与党は、衆議院で強行採決を行った。民主党は原案にすべて反対した。その後、民主・自民・公明3党により年金一元化実現に向けた三党合意が行われ、委員会は一たび正常化した。

ところが参議院審議では、坂口厚生労働大臣、小泉首相ともに政府法案を十分理解していないことや、約束したはずの負担や給付が保障されない等、ほころびが次々と露呈し、参議院においても与党による強行採決が行われ、法案が成立した。

無年金障がい者の救済に向けて

東京地裁において学生無年金障がい者訴訟に関する違憲判決が出されたこと等を受け、民主党は学生・主婦・在日外国人・在外邦人を対象とし、障害基礎年金に準じて障害福祉年金を支給する「無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案」を取りまとめ、無年金障がい者の救済に着手した。与党案は、対象を学生・主婦に限定し、障害基礎年金の6割を支給する内容で、民主党案の優位性は明らかになった。結局与党の不正常な国会運営の中、両案とも継続審議となった。

パート労働者の均等待遇実現へ

民主党は、短時間労働者であることを理由に、賃金その他の労働条件について、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならない等、パート労働者と正社員との均等待遇を柱とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」（パート労働者の均等待遇推進法案）を提出した。

若年者の雇用を支援

若年層の失業率は10%超と深刻であり、民主党は、自立を希望する若者に個人アドバイザーによる就労支援を行い、中学2年生全員に5日以上の職業体験学習を実施すること等を盛り込んだ若年者雇用政策を打ち出した。

真の次世代育成支援へ

政府提出「児童福祉法等の一部を改正する法律案」は十分な税源移譲なく国庫負担を削減するもので、公立保育所等の運営に支障を来しかねず、また「児童手当法の一部を改正する法律案」は現行児童手当の支給対象を単純延長するもので、次世代育成支援策として不十分であり反対した。

9 農林水産部門

農林漁業再生プランの策定

民主党は、2004年度定期大会において、農業問題に重点的に取り組むことを決定し、『次の内閣』農林水産部門内に「農業再生プランワーキングチーム」を設置、農林漁業再生策を策定することとなった。これを受け、農業団体や消費者団体などをはじめとする24団体との意見交換、農林漁業の現場の視察、36回にわたる会議を踏まえ「農林漁業再生プラン」を策定した。

これは、今までの農政を抜本的に改革した新しい農業政策であり、具体的には、①農政の柱として補助金行政から直接支払いへの大胆な転換、②食料自給率の向上による食糧安全保障の確保、③国民の食に対する不安の解消のため食の安全の確保、④農山漁村の活性化のため農地制度の改善と農山漁村における女性支援策の実施、⑤環境保全型農業の推進、⑥国家的戦略としてのバイオマスの推進、⑦林業・漁業の振興のため緑のダム構想と資源管理漁業の重視、などを柱としたものであり、農林漁業関係者のみならず、各界からも大きな反響を得たものとなった。

現場の声を農政に

なお、「農林漁業再生プラン」の策定及び法案の作成及び審議に資するため、農林水産部門

と農林漁業の再生を考える運動本部で積極的に現地視察を行った。

具体的には、秋田・富山・茨城・京都・福井・香川・山口・長崎・佐賀・鹿児島などを視察し、実際に農林漁業に携わる人と膝をつき合わせて意見交換することにより、生の声を再生プランや法案等に反映させた。

食の安全の確保へ

2004年は、国民の食の安全に対する不安を増幅させる問題が数多く起こった。米国におけるBSEの発生、国内における鳥インフルエンザやコイヘルペスの発生などである。

この問題を受け、民主党は156回通常国会に引き続き、野党3党で「牛海綿状脳症対策特別措置法案」「輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」（BSE対策特別措置法）を提出し（詳細 p.38）、輸入牛肉についても国産牛肉と同様にトレーサビリティ（牛肉の生育履歴を記録・管理するシステム）を義務付け、食の安全を確保しようとした。しかし、政府は自らの政策の矛盾点を認めつつも、野党案に反対の立場をとり続けたため審議にすら入れなかった。

鳥インフルエンザ対策でも独自案

また、鳥インフルエンザの蔓延防止と、これ



5/26 「農林漁業再生プラン」を発表

により被害を被った生産者等の救済を図るために「高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案」を提出した（詳細 p.38）。この法案は否決されたが、政府提案の「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」については、民主党と比較すると内容は不十分ではあるが、被害救済という観点からは一歩前進でもあることから賛成した。

農協法等改正案への対応

159回通常国会における農業問題の柱の一つは農協改革であった。元農林水産大臣が「解体的改革がなければ、農協の存在意義はゼロ」と発言し、さらに総理自ら経済財政諮問会議において「改革なければ解体という意欲で実施を進めてほしい」と要請し、解体か改革かという大胆な方向性が打ち出された。これを踏まえ、政府は「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案」を提出したが、農協の抜本的な改革案は盛り込まれていなかった。しかも、この法案には、共済保険等の予定利率の引き下げを認めることや、決算等について外部監査の導入を認めていないことなどの問題点が数多く見られた。

このため、民主党はこれら問題点について修正案を提出したが、与党の反対により否決され、

原案のまま成立した。

農林漁業経営の安定のために

上記以外にも農林水産委員会には8本の法案が提出された。

まず「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案」「農業改良助長法の一部を改正する法律案」「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」（経営3法）については、地方分権のための規制緩和や農家経営の安定に資するとの観点から賛成した。

また、「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案」「卸売市場法の一部を改正する法律案」については、市場関係者からの要請を踏まえ、卸売市場の活性化につながる内容であるとの判断にたち賛成した。

「植物防疫法の一部を改正する法律案」「森林法の一部を改正する法律案」についても、それぞれ検疫体制の強化や森林整備のために必要であるとの観点から賛成した。

なお、競馬法の改正案については、民主党の競馬産業問題研究会と農林水産部門で協議を重ね、他党との調整をも踏まえた結果、法案が成立した。

10 経済産業部門

中小企業政策で国政をリード

民主党は、政権公約(マニフェスト)に基づいて、中小企業対策費を政府予算の倍増とする大胆な提言をとりまとめ、「平成16年度民主党予算」に盛り込んだ。

民主党は、156回通常国会に続き、「中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案」を159回通常国会に再提出した。前回、衆議院経済産業委員会で審議が行われたが、法案は衆議院財務金融委員会に付託された。

民主党の議員立法が二つの委員会を通じて審議されたことは画期的な出来事であり、中小企業政策をリードする民主党の存在が明らかになった。法案は審議未了で廃案となった。

無担保融資も拡大へ

また、159回通常国会には、経済産業省から「中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案」、さらに法務省から「破産法案」が提出され、成立を見た。これによって民主党が強く求めてきた無担保・無保証融資の拡大、再チャレンジを可能とする破産者の自由財産の範囲拡大などが実現することとなった。

「商品取引法改正案」を抜本修正

政府は、159回通常国会に「商品取引所法の一部を改正する法律案」を提出した。この法案は、委託者保護を強化し、信頼性及び利便性の高い商品先物市場を整備することを目的としている。民主党は、悪質なトラブル・被害を扱っている弁護士等からヒアリングを行った上で、不当な勧誘・取引を禁止するため、法案の抜本修正を強く求めてきた。

その結果、政府・与党は、①勧誘を希望しない顧客への勧誘の禁止、②勧誘を受ける意思の確認を怠った電話・訪問による勧誘の禁止、③取引数量・期限を同一にする両建て勧誘の禁止——を修正案に盛り込むことに合意した。

政府案が原案のまま通過するという最悪の事態を回避し、国民にとって有益な法案修正を勝ち取れたことは、民主党の政策活動が実を結んだものと言える。

「知的財産の民主」をさらにアピール

「知財(知的財産)と言えば民主党」という評価が定着しているが、知的財産権戦略プロジェクトチームを中心に、勉強会、政策立案を精力的に行い、知財立国に向けた活動を展開した。

かねてからの民主党の主張を受け入れ、159回通常国会に、経済産業省から「特許審査の迅速



知的財産権戦略プロジェクトチーム

化等のための特許法等の一部を改正する法律案」(詳細 p.39)、さらに司法制度改革推進本部より「知的財産高等裁判所設置法案」が提出された。これらの法案については、内容を厳しく吟味し注文をつけた上で、賛成して成立を図った。

国と地方を通じた知財立国推進の観点から、地方自治体からのヒアリングを積極的に行った。また、いわゆる遺伝子スパイ事件、Winny 開発者の逮捕など知的財産権に関わる重大な出来事について、政府・司法当局・弁護士などから実情を聞き、今後の対応に生かすこととした。

映画、アニメ、ゲームなどコンテンツ産業を育成する観点から、勉強会を開催し、議論を積み重ねた。159回通常国会において、民主党が主張する消費者利益の擁護を盛り込み、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案」が衆議院内閣委員長提案のかたちで成立した。

独禁法改正に係る意見を集約

政府が159回通常国会に提出を検討していた独占禁止法改正について、有識者、経済団体を中心にヒアリングを行い、議論を積み重ねた。規制改革を推進していく中で、措置体系の見直し、官製談合防止等も含めて、新しい時代にふさわしい独禁法のあり方について意見集約にとめた。結局、公正取引委員会は、国会への法

案提出を見送った。

エネルギー問題への取り組み

エネルギー問題について、関係省庁、関係団体からヒアリングを行った。電気事業、原子力・核燃料サイクル、石油産業等に関するテーマを設定し、国際エネルギー動向、国内エネルギー動向、安定供給、市場原理の活用等について認識を深めた。地球温暖化対策に関しては、京都議定書の実施と企業の競争力維持の両立をはかる視点に重点を置いて、論議が行われた。

FTAなど通商問題への取り組み等

通商問題に関しては、FTAに関するプロジェクトチームを中心に、学者、経済団体、農林漁業団体から意見聴取を行い、「FTA(EPA)に関する基本的考え方」をとりまとめ、中間報告として『次の内閣』へ提出した。また、在日米国商工会議所、総合商社を構成メンバーとする団体から対日投資、貿易問題に関して意見聴取を行った。

そのほか、民主党の「マニフェスト」(政権公約)に対する経済団体の評価について説明を受け、意見交換を行った。また、防衛産業について勉強会を開催し、今後さらに検討していくことが確認された。

11 文部科学部門

ビジョンなき三位一体―義務教育国庫負担法

政府は、159回通常国会に「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案」を提出した。これは政府が「三位一体改革」と称して、昨年に引き続き提出したものである。改正のポイントは、義務教育費国庫負担金の負担対象経費のうち、退職手当と児童手当に要する経費（約2309億円）を国庫負担の対象外とするものであった。

政府の「三位一体改革」は、国と地方の役割分担の全体像を示さないまま、なし崩し的に財政負担を地方に押し付けるもので、それに基づく本法案も、義務教育制度のあり方について国と地方の役割をまったく明らかにしないまま、単に目先の財政論に終始したものである。

民主党は国会審議において、ビジョンなく財政のつじつま合わせだけを繰り返す政府案の矛盾を徹底して追及し反対した。

薬学教育の6年制実現

159回通常国会において、政府より「学校教育法の一部を改正する法律案」が提出された。主な内容は、大学での臨床薬剤師の修業年限を6年間（現行4年）にすることや、学校に栄養教諭を設置できるようにすることである。

薬学教育の6年制実現について、民主党は

2002年から「薬学教育問題ワーキングチーム」を立ち上げ、その早期実現に取り組んできた。

民主党は、国会審議において、暫定的に臨床薬剤師になるための研修期間の移行措置や4年制薬剤師と6年制薬剤師養成の併設など課題を指摘しながらも、薬学教育の充実を通じて、医療提供における十分な知識の確保につながる点を評価して、賛成した。

これに関連して、6年の薬学を修め卒業した者に薬剤師国家試験の受験資格を与えるとする「薬剤師法の一部を改正する法律案」（厚生労働省所管）もあわせて提出され、159回通常国会において成立した。

コミュニティスクール創設への第一歩

政府は159回通常国会において、地域運営学校を設置できることを柱とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。

民主党はかねてから、地域運営学校、いわゆるコミュニティスクールの設置を提案しており、本法案がその設置促進の第一歩になると考え、賛成した。（詳細 p.37）

著作権法改正案への対応

159回通常国会において政府より「著作権法



5/25 文部科学部門会議

の一部を改正する法律案」が提出された。内容は、①音楽レコードの還流防止措置、②書籍、雑誌の貸与権（無断で貸与されない権利）の付与、③罰則強化——である。

国会審議のポイントは、音楽レコードの還流防止措置を巡る問題であった。政府案のねらいは、アジアなどで生産された廉価な正規の邦楽CDについて、知的財産権保護の観点から日本への還流防止をはかるというもの。これに対して、その還流防止措置の運用次第では、欧米の音楽CD直輸入盤も制限されかねず、その結果、消費者の利益が侵害されとの懸念が指摘された。

民主党は、還流防止措置の問題を中心に関係団体からヒアリングを行いながら慎重に協議を重ねた。参議院では、政府や関係団体の答弁を確認しつつ、「還流防止措置の運用は消費者保護も重視すべきこと、消費者利益が侵害された場合は法律の見直しも検討する」などの附帯決議をつけたうえで賛成した。また衆議院では、参議院での附帯決議の趣旨を修正案として提案した。修正案は否決されたものの、再度附帯決議に反映させた。民主党は今後とも同法の運用を厳しく監視し、必要な取組みをすることとしている。

ガイダンスカウンセラー法案を再提出

民主党は159回通常国会において、小学校、中学校、高等学校に専門的知識を持って適切な職業選択等の進路指導を行う相談員の配置を可能にする旨の「学校教育法の一部を改正する法律案」（ガイダンスカウンセラー法案）を提出した（継続審議）。2001年の153回臨時国会に提出し、審議未了となっていたものの再提出である。

本法案は、社会がめまぐるしく変化する中で、公教育における進路指導は大きな意味を持つものだが、わが国の教育現場、特に中学校での進路指導を行う教員は、こうした社会的要請に十分応えきれていないとの問題意識が契機となっている。米国では1920年代に早くも職業カウンセラーが登場し、1950年代から60年代にかけて、進路指導や職業指導などを行う「ガイダンスカウンセラー制度」が確立されている。

民主党は、わが国においても、米国のようなシステムを定着させ、小学校や中学校段階での職業教育機会の充実を図ることはとても重要であると考えている。今回の法案提出にとどまらず、引き続きスクールカウンセリングの充実と学校現場での指導力の強化に向けて検討を進めていく。

12 国土交通部門

景観緑三法案への対応

日本のまちづくりに関する国の行政は、景観よりも高層化・効率化を最優先し規制緩和を繰り返した結果、全体としてまとまりがなく、美しさという点では非常に問題がある状態になっている。欧州では厳しい規制によってどんなに小さな町でも美しい街並みが保全され、維持されているのとは対照的である。

ただし、地方自治体の中には、歴史的景観や美しい街並みを保全するために、独自に景観保全のための条例を制定し、先進的な取り組みを行ってきたところもあるが、自主条例では、罰則を伴う厳しい規制が困難であったため、その意図に反して景観を破壊する建築物が建設されたり、裁判で争いとなる例が増えていた。

ところが、ここに至って、国においてもようやく景観保全の重要性を認識し、2003年7月に「美しい国づくり政策大綱」をとりまとめ、景観保全に法的規制を行うための景観法案が159回通常国会に提出された。自治体が定める景観計画において、建物の高さやデザインを制限できることとし、特に景観地区においては、是正命令・罰則を伴うなどが主な内容となっている。

国土交通部門においては、学者やまちづくりNPOなどからヒアリングを行うなど、日本の景観保全・まちづくり行政のあり方について積極的

に議論を行った。そして、このような法案が提案されたこと自体は評価するが、公共事業を見直せない、地域の主体性を活かせない、規制緩和を止められない——などの点から不十分であり、①デザインは客観的な基準を示すことができないため、包括的な理念法（景観基本法のようなもの）が必要、②景観を守るために、都市計画法・建築基準法の抜本的な改正が必要、との考え方をとりまとめた。

これらの考え方にに基づき、国土交通委員会での質疑がなされ、①景観法の政省令の制定に当たって地方公共団体の自主的な取組を阻害しないよう配慮する、②まちづくりNPOや専門家が適切に活用されるよう配慮する、③京都などの世界に誇る歴史的な価値を有した美しい都市の景観の回復・保全を図るため特段の配慮を行う、④地域在来の植物等の活用による緑化を推進する、⑤景観アセスメントシステムを確立する、景観形成ガイドラインの作成等を早期に行う、⑥景観に関する諸外国の制度も踏まえつつ、都市計画法及び関係法令等のあり方について検討を行う——などを内容とする附帯決議が民主党の積極的な提案により採択された。

今後、国土交通部門では都市計画法・建築基準法の抜本的な改正や景観基本法（理念法）の制定に向けた検討を進めることとなる。



4/23 政府の道路公団民営化法案の問題点を厳しく追及

航空保安体制の充実

2001年9月11日の米国における同時多発テロ事件以降、航空の安全を確保するために、今まで以上に航空の保安を確保する必要性がより高まっている。しかし、日本の現行法では、航空保安に関する関係者（国、空港設置管理者、航空事業者等）の責任範囲は不明確なままであるため、問題が生じた場合に責任の押し付け合いになるという事態が繰り返されてきた。

このような状況を踏まえて、航空の安全を確保するために、関係者の責務を法令上明記すること等が必要であり、民主党は、①空港設置申請者の航空保安施設設置計画申請書記載と国土交通大臣による審査・完成検査、②飛行場管理者の保安基準に沿った航空保安施設管理義務と国土交通大臣による定期検査の実施、③空港運送事業者による航空保安検査の実施——などを内容とする「航空法の一部を改正する法律案」をとりまとめた。現在、政府も国家民間航空保安計画を策定中であり、政府の対応も見ながら、今後法案提出も視野に入れて検討を進めている。

高速道路無料化の具体化

2003年の総選挙において、民主党は経済活性化と地域再生の切り札として「高速道路3年

以内原則無料化」をマニフェストに掲げ、多くの国民の支持を得たところである。

国土交通部門では、高速道路原則無料化実現のための詳細な制度設計と無料開放時の経済効果について、高速道路整備検討PTを中心に検討を進めた。そして、①道路は基礎的な社会資本であり、国民全体の共有財産であることから、高速道路は原則無料化すべきであるが、高速道路の円滑な利用を確保するため一定期間一部路線については料金徴収を行うことが妥当、②現在の約45兆円もの債務については道路特定財源の使途拡大等の見直しによって45年以内での返済が可能であること等が確認された。また、無料開放時の経済効果については、少なくとも国内旅行消費額は年間で3兆円の増加、それに伴う年間の税収は6000億円程度の増加が見込まれることが明らかとなった。

これらの結果も考慮し、高速道路原則無料化を実現するための方向性と枠組みを示した高速道路事業改革基本法案を、「民営化」とは名ばかりの政府の道路関係四公団民営化法案の対案として提出し（詳細 p.39）、政府の法案の問題点を厳しく追及するなど国会で活発な議論を行った。

13 環境部門

外来種規制で議員立法

民主党環境部門では、外来種対策をはじめ、廃棄物・リサイクル対策、動物愛護や野生生物に関する対策、企業の環境対策等、様々な環境問題についての議論を行ってきた。

国内の生態系に多大な影響を及ぼしている外来種の規制については、独自に議員立法を策定して国会論戦に臨み、可能な限り現地調査を行いながら様々な視点から議論を進めてきた。

廃棄物・リサイクル対策については、総合的対策だけでなく、「容器包装リサイクル法」のような個別リサイクルについても「循環社会ワーキングチーム」を設置して検討している。

動物愛護については、「動物愛護法改正ワーキングチーム」を設置し、NGOやペット業界との意見交換を行うなど、法改正に向けた具体的な検討に入っている。また、インターネット政策公募（2004年3月12日～4月12日）を行ったが、動物愛護に関する政策が多く寄せられた。それらも踏まえた議論を引き続き進めている。

野生生物保護については、「野生生物保護基本法」をNGO等が策定しつつあり、民主党としても検討を続けている。

企業の環境対策についても多くの企業等との意見交換を行い、環境と経済の統合といった観点から、積極的に取り組んできた。

厳格な廃棄物・リサイクル対策へ

159回通常国会に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」が政府より提出された。本法案は、昨年の156回通常国会において大幅な改正が行われているが、今回は、①特に危険な廃棄物（硫酸ピッチ等）の不法処理に関する罰則強化、②不法投棄等の一層厳格な処罰、等が主な改正点であった。今回の改正には156回通常国会で付された15項目の附帯決議がほとんど反映されていなかった。しかし、上記の点は改正せざるを得ない項目であることから、本法案に賛成し、残された課題については新たに11項目の附帯決議を付した。

附帯決議の主な内容としては、①市町村が処理できない廃棄物について必要な措置を講ずる、②医療系廃棄物の適正処理を推進する、③デポジット制度等の導入を検討する、④事業系一般廃棄物の発生抑制策を検討する、⑤電子マニフェストの義務化を検討する、⑥廃棄物の処理を可能な限り域内で行うよう整備する、⑦容器リサイクル法や家電リサイクル法の十分な検討を行うこと——等である。今後は、これらの点を踏まえて、引き続き議論していく。

岐阜市の産業廃棄物不法投棄を視察

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律案」を



4/19 産業廃棄物不法投棄現場を視察（岐阜市椿洞）

議論するにあたり、産業廃棄物の不法投棄問題で注目されている岐阜市椿洞を、民主党岐阜県連と環境部門が合同で視察し、岐阜県の担当者、岐阜市長らより説明を受けた。また、不法投棄現場に隣接する幼稚園を訪問し、園長及び周辺住民との意見交換を行ったが、山の傾斜に隠れて見えない部分で不法投棄が行われていることに対して、一様に大きな不安を抱えていた。この岐阜市の事例を参考にしながら、各地で後を絶たない産業廃棄物等の不法投棄問題を引き続き議論していく。

外来種対策で奄美大島を調査

外来種対策を議論するにあたり、奄美大島における外来種駆除作業を視察した。現在、奄美大島ではハブ駆除に効果があるとして放たれた外来種「マングース」が増殖しており、アマミノクロウサギのような稀少種が絶滅の危機に瀕し、島全体の生態系をも破壊しつつある。

民主党は、島内の中核市である名瀬市を訪れ、市長らとの意見交換を行った。市からは財政措置等の要望が寄せられており、今後、国会での審議に反映させていく。（詳細 p.40）

企業の環境対策充実へ

企業の環境対策については、「持続可能な社

会を考えるワーキングチーム」を設置し、環境と経済の統合といった観点から、企業の環境への取り組みについて議論を重ねてきた。近年、CSR（企業の社会的責任）の一環として環境報告書を策定するなど、環境対策を進めている企業が増えているが、日本アイ・ビー・エム（株）、東日本旅客鉄道（株）、トヨタ自動車（株）、（株）損害保険ジャパン、栗田工業（株）、麒麟ビール（株）、イオン（株）、EPOC（環境パートナーシップクラブ）の環境担当者を講師として招き、各社の取り組みについて説明を受けた。

また、麒麟ビール横浜工場（横浜市鶴見区）を訪れ、同工場における環境保全活動について視察調査を行った。同工場では活性汚泥法を活用し、水をきれいにした上で、海に戻す取り組みや、SO_x（硫黄酸化物）排出ゼロのボイラーを使用するなど、早くから環境活動に取り組んでいる。それらの環境に配慮した製造過程や再資源化施設を視察した後、同社副工場長らと、同社の環境対策等について様々な意見交換を行ってきた。

次期国会においても引き続き、企業の環境への取り組みを検討していくことにしている。